

特定口座をご利用のお客様各位

「特定口座年間取引報告書」交付省略および約款の改定についてお知らせいたします。

●「特定口座年間取引報告書」交付の省略について

平成 24 年度税制改正により平成 24 年 12 月交付分より、年間を通じて特定口座内において取引のなかったお客様への「特定口座年間取引報告書」の交付を省略させていただきます。

なお、年間を通じて取引がなくても同報告書の交付をご希望の場合はお申し出いただければ、同報告書を交付させていただきます。

●約款改正

「特定口座約款」改定新旧対照表

平成 24 年 12 月 1 日 (下線部分変更)

新	旧
<p>(年間取引報告書等の送付)</p> <p>第 14 条 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の規定により、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、翌年 1 月 31 日までに、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。</p> <p><u>なお、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項の規定により、その年中に取引のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書は発行いたしません。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この約款は平成 24 年 12 月 1 日より施行する。</u></p>	<p>(年間取引報告書等の送付)</p> <p>第 14 条 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の規定により、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、翌年 1 月 31 日までに、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。</p>

以上